

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出された酒類について、平成 13 年 4 月 30 日までの申告又は処理による課税事績及び平成 13 年 3 月 31 日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分 1 度以上の飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）をいい、原料と製造方法により 10 種類、11 品目に分類されている。

種類は、清酒 合成清酒 しょうちゅう みりん ビール 果実酒類 ウイスキー類 スピリッツ類 リキュール類 雑酒である。

品目は、しょうちゅう甲類 しょうちゅう乙類 果実酒 甘味果実酒 ウイスキー ブランデー スピリッツ 原料用アルコール 発泡酒 粉末酒 その他の雑酒である。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法	
		課税数量	税額	製成数量	販売（消費）数量	製造場数	販売場数	製造業者数	販売業者数		設置場数
8 - 1 課税状況											全数調査
(1) 課税状況	種 類 別										
(2) 県別課税状況	"										
8 - 2 製成数量											全数調査
(1) 製成数量	種 類 別										
(2) 製成数量の累年比較	"										
(3) 県別製成数量	"										
8 - 3 販売（消費）数量											全数調査
(1) 酒類の販売（消費）数量	種 類 別										
(2) 販売（消費）数量の累年比較	"										
(3) 税務署別販売（消費）数量	"										
8 - 4 免許場数											全数調査
(1) 酒類の製造免許場数	種 類 別										
(2) みなし製造場数	"										
(3) 連続式蒸留機の設備状況											
(4) 酒母及びもろみの製造場数											
(5) 酒類用自動販売機の設置場数及び台数	種 類 別										
(6) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数	"										
(7) 免許場数の累年比較	"										
(8) 税務署別免許場数	種類別、卸・小売別										